

令和元年度7月入札契約制度の改正について

令和元年6月5日

建設工事及び建設コンサルタント業務等については、現在ダンピング受注防止に取り組んでいるところですが、更に取り組を強化するため、以下のとおり、低入札価格調査基準及び最低制限価格を見直します。

○ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定方法の見直し

I 建設工事

以下の①～④の合計額

※ 最低制限価格の場合は合計額に係数を乗じます。

- ①直接工事費の100分の97
- ②共通仮設費の100分の90
- ③現場管理費の100分の90
- ④一般管理費等の100分の55

上記の①～④の合計額が、税抜き設計金額の100分の92以上の場合は、税抜き設計金額に100分の92を乗じて得た額に変更となります（現行：100分の90）。

なお、合計額が税抜き設計金額の100分の75未満の場合は、税抜き設計金額に100分の75を乗じて得た額となることに変更はありません。

II 建設コンサルタント業務等

1 測量業務

以下の①～③の合計額

- ①直接測量費の10分の10
- ②測量調査費の10分の10
- ③諸経費の10分の4.8

上記の①～③の合計額が、税抜き設計金額の10分の8.2を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.2を乗じて得た額に変更となります（現行：10分の8）。

なお、合計額が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額となることに変更はありません。

2 地質調査業務

以下の①～④の合計額

①直接調査費の10分の10

②間接調査費の10分の9

③解析等調査業務費10分の8

④諸経費の10分の4.8（現行：10分の4.5）

なお、上記の①～④の合計額が、税抜き設計金額の3分の2未満の場合は、税抜き設計金額に3分の2を乗じて得た額、税抜き設計金額の10分の8.5を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.5を乗じて得た額となることに変更はありません。

○ 実施時期

令和元年7月1日以降の入札公告から適用

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195

FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp